

保育所等入所申込みのしおり

【受付場所】

広川町教育委員会 子ども課 こどもまんなか推進室 こどもまんなか係
(広川町役場2階)

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分(※土・日・祝日を除く)

【受付締切日】

①第一次受付 入所希望月の3か月前の月末

※【例】令和8年7月からの入所を希望する場合

⇒ 3か月前の月末である令和8年4月30日まで

②最終受付 入所希望月の前月10日

※10日が役場の閉庁日の場合は、その直前の開庁日

※①の受付で入所枠に空きがある場合は、②の受付で選考します。

～ もくじ ～

保育所とは 入所申込の際の留意事項 支給認定	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
保育所等に入所できる基準 保育利用時間	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
入所申込みに必要な書類	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
利用調整(入所選考)、入所までの流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
保育料について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
利用者負担額(保育料)料金表	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
入所申込み内容に変更があった場合 長期欠席について 町外の保育所・認定こども園等について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
自然災害時における保育施設の対応基準について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10、11
よくある質問にお答えします	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12、13

提出された支給認定申請書・添付書類等により支給認定の審査を行います。
4月～6月に入所希望の場合の選考結果の通知は、申し込みが集中しますので、
2月下旬頃発送の予定です。7月以降に入所希望の場合の選考結果の通知または
連絡については、入所希望月の2か月前頃に行います。

お問い合わせ 広川町教育委員会 子ども課 こどもまんなか係
Tel 0943-32-1194(直通)

保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

保育所（園）は、保護者が就労や病気、親族の介護等により、児童を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって、「しつけのため」、「集団生活を経験させたい」等の理由では、入所申込みはできませんのでご注意ください。

利用希望施設によっては、施設の利用状況等により町が利用調整を行います。

このしおりでは、保育所（園）、認定こども園の保育部分、事業所内保育施設を「保育所等」と表記しています。

利用できる町内の保育施設

保育施設名	所在地	定員	連絡先	保育時間 ※()は延長保育
上広川保育園	広川町大字 水原 1420-1	100	0943-32-1925	平日 7:30～18:30(～19:00) 土曜 7:30～18:30(～19:00)
中広川保育園	広川町大字 新代 864	90	0943-32-4850	平日 7:30～18:30(～19:00) 土曜 7:30～18:30(～19:00)
斗和保育園	広川町大字 新代 1428-30	160	0943-32-2722	平日 7:00～18:00(～19:00) 土曜 7:30～18:30(～19:00)
心愛保育園	広川町大字 久泉 878-1	70	0943-32-4004	平日 7:30～18:30(～19:00) 土曜 7:30～18:30(～19:00)
ひろかわ幸輪保育園	広川町大字 広川 1316	1号:15 2・3号:111	0942-52-3804	平日 7:30～18:30(～19:00) 土曜 7:30～18:30(～19:00)
保育園おひさま	広川町大字 太田 410-3	18	0943-32-1125	平日 7:30～18:30(～19:00) 土曜 7:30～18:30(～19:00)

入所申込の際の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・

保育所等の利用を希望される保護者は、下記についてご確認のうえお申し込みください。

○保育所等を利用するためには、広川町に住民登録があり、保育が必要であるとの認定（『支給認定』）を受ける必要があります。

○入所日は月の初日、退所日は月の末日です。（月途中の入退所は原則できません。）

○年度途中の転園はできません。利用を希望する保育所等を事前に見学していただき、保育方針や保育内容等を十分ご確認のうえお申し込みされることをおすすめします。

○就労予定の方や育児休暇明けの方等は、就労開始日より前に「ならし保育」を希望することができます。詳細は、子ども課こどもまんなか係へお問い合わせください。

（※ただし、年度途中入所の場合に限ります。）

支給認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 11時間	保育所 認定こども園（保育部分）
			保育短時間 8時間	
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 11時間	保育所、認定こども園（保育部分） 地域型保育事業
			保育短時間 8時間	

保育所等に入所できる基準・・・・・・・・・・・・・・・・

- ① 就労（フルタイム・パートタイム、夜間、自営業等、基本的にすべての就労を含む。）
- ② 妊娠中であるか、出産後間がないこと（産前2か月から産後6か月まで。）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること（入所月を含めて3か月間。）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められること。

保育利用時間・・・・・・・・・・・・・・・・

支給認定には、保護者の就労時間等により、保育所等で保育できる時間が分かります。

また、1か月の就労時間が120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としていることが認められる場合には、保育標準時間を認定します。

保育利用時間の変更は、子ども課への届出が必要です。

保育利用時間	就 労 時 間	利用可能時間
保育標準時間	1か月に120時間以上の就労等	11時間まで
保育短時間	1か月に60時間から120時間未満の就労等	8時間まで

※保育を必要とする理由のうち、①就労、④親族の介護・看護、⑦就学については、書面で確認し、保育の必要量を認定します。②妊娠・出産、③保護者の疾病、障がい、⑤災害復旧、⑧虐待やDVのおそれについては、「保育標準時間」での認定とします。また、⑥求職活動、⑨育児休業取得時については、保育の必要性の実態を踏まえ、「保育短時間」利用の認定をするものとします。

保育標準時間（11時間）		延長保育
延長保育	保育短時間（8時間）	延長保育
7:30	8:30	16:30 18:30

※延長保育を利用する場合は、延長保育料金が発生します。詳細は、各保育施設へお尋ねください。

入所申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・

- ① 施設型給付費等 支給認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）
※新規（転園を含む）・継続申込みの方共通です。
※児童1名につき1枚必要です。
 - ② 「保育を必要とする理由」を確認する書類（※下記参照）
 - ③ 保育施設入所児童アンケート【新規申込みの方】
 - ④ 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
※世帯全員分の個人番号（マイナンバー）が必要です。【新規申込みの方】
 - ⑤ 本人確認できるもの（運転免許証等）【新規申込みの方】
 - ⑥ 転入先の住所がわかるもの（建築中の家の契約書・転入予定のアパートの契約書・転入予定が実家の場合は申立書） 【転入予定の方】
- ※②について新年度4月入所希望の場合は、その4月時点の状況を確認します。
（年度途中入所の場合も、入所希望月時点の状況を確認します。）
- ※④・⑤については、窓口提出時に確認します。

「保育を必要とする理由」を確認する書類

保育を必要とする理由	必 要 書 類
就労 フルタイム、パートタイム、自営業等全て	就労証明書
妊娠、出産	母子手帳の写し（出産予定日がわかるもの） ※産前2か月から産後6か月までが認定期間
保護者の疾病、障がい	診断書 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し等
介護、看護	介護・看護状況申告書（添付書類：身体障害者手帳、介護保険証、療育手帳、入院計画書等）
求職活動（起業準備を含む）	ハローワークの登録証の写し、求職活動申立書 ※入所月を含めて3か月間が認定期間
就学（職業訓練校等を含む）	在学証明書
虐待やDVのおそれ	申立書等
育児休業取得時の継続利用	就労証明書

※ 「保育を必要とする理由」が、「求職活動」の場合には、利用期間を3か月とします。

※ 入所途中に、保護者等の勤務条件や保育を必要とする理由（退職や出産等）に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

※ 入所されても、家庭での保育が可能な状況になったことを確認した場合、退所していただく場合があります。

利用調整（入所選考）

申込み締め切り後、申請書類等をもとに利用調整（入所選考）を行います。

保育所ごとに、3歳以上児、1・2歳児、0歳児の利用定員が定められていますので、利用定員以上の申込みがあった場合は、保育の必要性の高い方を選考し、入所者を決定します。

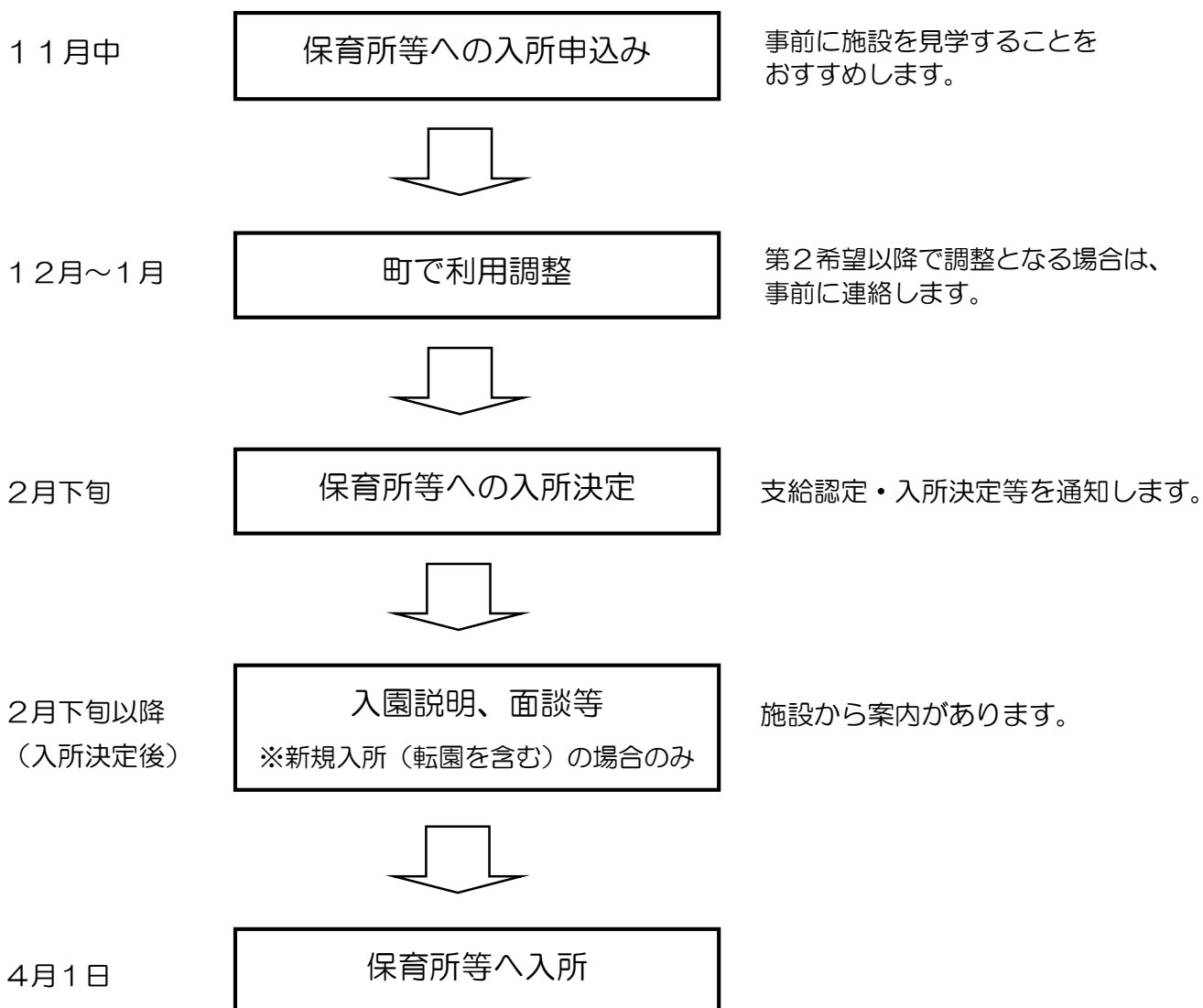
ただし、以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ひとり親家庭 ○ 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 災害（火災・風水害等）による復旧に当たっており、保育が困難な場合
- 虐待やDVのおそれがある場合等、社会的養護が必要な場合
- 子どもが障がい有する
- 兄弟姉妹（多胎児を含む）が、同一の保育所等の利用を希望する場合

※保育所が所在する小学校区内の居住者は、校区外の方より優先度が高くなります。

入所までの流れ

新年度4月入所の場合の入所申込みから決定、入所までの流れは以下のとおりです。



保育料（利用者負担額）・副食費（おかず代等）について…

幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する3歳児から5歳児までの児童、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの児童の保育料が無償化となります。

※年度途中で3歳になる児童は翌年度の4月1日から無償化になります。

無償化の対象となる保育料には給食費、延長保育料、行事費等は含まれません。実費として負担いただく費用については、入園時に施設が書面にて説明します。

保育料（利用者負担額）の徴収については、年収360万円未満相当世帯の児童（※1）または第3子以降（※2）の児童は無償になります。

また、副食費（おかず代等）についても、上記のような児童であれば同様で無償になります。免除対象者には4月中旬頃（予定）に町から通知が届きます。

なお、3号認定の副食費については、これまで通り保育料に含まれます。

※1：町民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯、障がい者のいる世帯は77,101円未満）の世帯をいいます。

※2：小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降の児童をいいます。

【保育料の軽減】

国の特例措置（年収360万円未満相当世帯の児童または第3子以降）とは別に令和7年10月から実施している「第3子以降保育料無償化」においては、0～2歳児の子どもにおいて、保護者の所得にかかわらず、また生計を一緒にする子どもであれば、上の子どもの年齢にかかわらず第3子以降となる場合は無償となります。

必要なお手続きは、対象児の入所する施設によって異なります。詳しくは以下のQRコードを読み取っていただきご参照ください。



【保育料の決定方法】

0歳児から2歳児の保育料は、子どもの保護者の町民税所得割課税額、子どもの年齢区分及び保育の必要量の区分により決定し、4月中旬頃に通知します。（8ページ参照）

そのため、年末調整（給与所得者）、確定申告、住民税の申告を必ず行ってください。

①配当控除 ②外国税控除 ③住宅借入額（取得）等特別控除 ④寄付金控除等については、保育料算定の町民税所得割課税額より控除できませんので、ご了承ください。

また、父母の収入合計が103万円以下である場合は、同居の祖父母のどちらか収入の多いほうの町民税所得割課税額を算入し決定します。

【保育料の切り替え時期】

令和8年4月～令和8年8月	令和8年9月～令和9年3月
令和7年度 町民税所得割課税額 (令和6年1月～令和6年12月の所得)	令和8年度 町民税所得割課税額 (令和7年1月～令和7年12月の所得)

【保育料の支払い】

保育料の支払い先及び支払い方法は、利用する施設によって異なります。

利用する施設	支払い先	支払い方法
保育所	広川町	口座振替または納付書払い
認定こども園、小規模保育施設	各施設	各施設へご確認ください

保育所を利用する場合、保育料の支払いは、原則として口座振替により納付してください。

口座振替の手続き方法は、入所決定後にご案内します。

（1）令和8年度の保育料の納期及び口座振替日

原則として月末日です。ただし当日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

口座振替の場合は、前日までに所定の金額を入金されますようお願いいたします。

（2）通帳残高不足等により振替ができなかった場合

「口座振替不能通知書兼納付書」を郵送しますので速やかにお支払いください。

令和7年度保育所及び認定こども園の保育認定（2号、3号認定）利用者負担額基準額表（参考）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担基準額（月額）		
階層 区分	定義		0歳児から2歳児		3歳児以上
			標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		円 0	円 0	0円
B-1	前年度又は本年度の町民税の区分が右の区分に該当する世帯（4月～8月の保育料額は前年度、9月～3月の保育料は本年度町民税を対象）	非課税世帯かつ要保護世帯等である世帯	0	0	
B-2		非課税世帯	0	0	
C1-1		均等割の額のみ課税世帯（所得割非課税世帯）かつ要保護世帯等である世帯	5,500 (0) ＜0＞	5,500 (0) ＜0＞	
C1-2		均等割の額のみ課税世帯（所得割非課税世帯）	10,600 (5,300) ＜0＞	10,400 (5,200) ＜0＞	
C2-1		所得割課税額48,600円未満かつ要保護世帯等である世帯	5,500 (0) ＜0＞	5,500 (0) ＜0＞	
C2-2		所得割課税額48,600円未満	12,000 (6,000) ＜0＞	11,800 (5,900) ＜0＞	
D1-1		所得割課税額48,600円以上77,101円未満かつ要保護世帯等である世帯	5,500 (0) ＜0＞	5,500 (0) ＜0＞	
D1-2		所得割課税額48,600円以上77,101円未満	15,000 (7,500) ＜0＞	14,600 (7,300) ＜0＞	
D1-3		所得割課税額77,100円以上97,000円未満	17,600 (8,800) ＜0＞	17,200 (8,600) ＜0＞	
D2		所得割課税額97,000円以上133,000円未満	22,000 (11,000) ＜0＞	21,400 (10,700) ＜0＞	
D3		所得割課税額133,000円以上169,000円未満	27,000 (13,500) ＜0＞	26,400 (13,200) ＜0＞	
D4		所得割課税額169,000円以上235,000円未満	29,000 (14,500) ＜0＞	28,400 (14,200) ＜0＞	
D5		所得割課税額235000円以上301,000円未満	31,000 (15,500) ＜0＞	30,400 (15,200) ＜0＞	
D6		所得割課税額301,000円以上	33,000 (16,500) ＜0＞	31,800 (15,900) ＜0＞	

婚姻の解消等で保護者が変更になり、保育料を見直す場合は、子ども課への届出の翌月から適用となります。

※利用者負担額は、入所施設の給付単価を超えない範囲で決定します。

※()は第2子 < >は第3子の保育料を示しています。

※広川町では、保育料を階層に応じて3割程度負担軽減しています。

※上記の利用者負担額基準額表は令和7年度の内容です。令和8年度の保育料決定通知書は4月中旬頃に送付予定です。

入所申込み内容に変更があった場合……………

申込み内容に変更があった場合は、子ども課こどもまんなか係へご連絡ください。内容によっては、書類の提出が必要な場合があります。

① 広川町外へ転出する場合

「退所」となりますので届出が必要です。転出する月の末日までは当該保育所等を利用することができません。

② 「保育を必要とする理由」が変わった場合（例：就労→妊娠・出産、求職活動→就労等）

③ 就労先や就労内容（勤務時間等）が変わった場合

④ 保護者（父母）の離婚・再婚・死別があった場合

⑤ 保護者や児童の氏名が変わった場合

⑥ 祖父母等、親族と同居を開始した、または同居を解消した場合

⑦ その他、申込み書類の記載内容に変更があった場合

⑧ 確定申告等により、町民税額が変わった場合（保育料が変更になる場合があります）

⑨ 入所申込みを取り下げる場合

長期欠席について……………

広川町より支給認定を受けて、町内・町外の保育所・認定こども園等を利用され、諸事情等により長期欠席をされる方は町へ『長期欠席届』を提出していただく必要があります。

※欠席届期間中でも利用者負担額（保育料）、副食費は徴収します。

※1 か月以上の欠席をされる場合は保育の必要性の観点により退所となります。

町外の保育所・認定こども園等について……………

広川町在住で町外の保育所・認定こども園等に申し込まれる方も、広川町より支給認定を受けていただく必要があります。利用調整は、保育所・認定こども園等が所在する市町村が行います。

自然災害時における保育施設の対応基準について……………

自然災害発生時には、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るため、次の対応基準に基づき臨時休園の対応をとらせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【自然災害時における保育施設の対応基準】

1. 目的

保育施設（認可保育所、認定こども園の保育部、小規模保育施設）は、自然災害発生時においても原則開所することとしておりましたが、大雨や台風などに伴う避難情報発令時に、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るために早急な判断が必要になることから、町内各保育施設の所在する地区に避難情報が発令された場合の対応について基準を定めます。

2. 保育施設の対応

警戒レベル（避難情報等）が発令された場合及び発令が解除された場合に、次の表により対応することを基本とし、広川町と発令対象地区の各保育施設で協議して決定します。

なお、警戒レベル（避難情報等）が発令又は解除された場合の対象は、発令対象地区に所在する全ての保育施設とします。

（１）避難情報等発令時の対応

時点	警戒レベル（避難情報等）	保育施設の対応
開園時刻までに発令 または発令中	警戒レベル3 （高齢者等避難）	・当該日は終日休園とする。 ・保護者への休園の連絡に努める。
開園時間中に発令	警戒レベル4 （避難指示） 警戒レベル5 （緊急安全確保）	・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。 ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。

（２）避難情報等発令解除後の対応

時点	保育施設の対応
午前6時までに解除	開園（開園時間及び給食の有無は園の判断とする。）
午前6時から 開園時刻までに解除	・原則開園。ただし状況により休園 （開園時間及び給食の有無は園の判断とする。） ・休園の場合は、保護者へ休園の連絡
保育時間中に避難情報が発令 され保育時間中に解除	災害の状況に応じた対応をしつつ保育を継続し、必要に応じて保護者へ「施設等の状況」を連絡する。

3. 保護者への周知

- ・町は、ホームページや施設を通して本対応基準の周知を行います。
- ・保育施設は、園だよりやメール配信等により適時の保護者周知に努めます。
- ・保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図ります。

4. 災害情報等の確認方法

広川町情報配信メールにご登録いただくと、災害時に警戒レベル情報や避難情報等の情報がメールにて配信されます。広川町情報配信メールは以下のQRコードを読み取っていただくか、bousai.hirokawa-town@raidenc.ktaiwork.jp に空メールを送信することで登録することができます。また、広川町公式LINEでも避難情報等をご覧いただけますのでご活用ください。



<町民がとるべき行動>

発令される警戒レベルごとに、町民がとるべき行動が示されています。乳幼児とその支援者は『「警戒レベル3」高齢者等避難』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	町民がとるべき行動	町からの避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保
警戒レベル4	災害が発生するおそれが極めて高い状況であるため、速やかに避難行動をとる。	避難指示
警戒レベル3	避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある人、 乳幼児等 ）とその支援者は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	ハザードマップ等により、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を確認する。	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	

※特に警戒レベル3は、避難に時間を要する人（高齢者、障がいのある人、乳幼児等）とその支援者が安全に避難できるよう、早めの避難を促すため、災害の兆候が生じる前にも発令されることがあります。

よくある質問にお答えします……………

Q 1 保育所は何か月児から入所できますか？

広川町の保育施設では、受入可能な年齢をおおむね満6か月児からとしています。“育児休業を取らずに職場へ復帰するため早く入所させたい”等の理由がある方で、園の受入体制が整っている状況であれば、入所可とします。

Q 2 利用者負担額(保育料)が安くなる場合がありますか？

同一世帯で2人以上の児童が保育所・幼稚園又は認定こども園に入所した場合は軽減があります。幼稚園・認定こども園のきょうだいがいる場合は、在園の確認をさせていただきます。就学前のお子様から年齢の高い順に数えて2番目の子は半額、3番目の子以降は無料になります。また、特例措置として、町民税非課税世帯は免除・軽減されることがあります。なお、10月から実施している「第3子以降保育料無償化」においては、0～2歳児の子どもにおいて、保護者の所得にかかわらず、また生計を一緒にする子どもであれば、上の子どもの年齢にかかわらず第3子以降となる場合は無償となります。

世帯に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳の写しが必要です。

父子家庭又は母子家庭の場合は、申込書にその旨をご記入ください。

Q 3 保育標準時間認定を受けられる場合でも、保育短時間を希望することはできますか？

できます。支給認定は、保護者の申請に基づき行われますので、夫婦ともにフルタイム勤務で保育標準時間と認定できる場合であっても、本人の希望により保育短時間の申請は可能です。

Q 4 きょうだいの上の子が保育所に入所していて、下の子が令和8年度に新規申込みの場合、保育短時間認定の対象となる場合でも、保育標準時間認定を希望できますか？

できません。上の子が現に保育所に入所している場合であっても、保護者が保育短時間に該当する場合、下の子が新規入所の場合は保育短時間の認定となります。

Q 5 現在妊娠中ですが、きょうだいの上の子の入所申込みはできますか？

できます。保育を必要とする理由の「妊娠中であるか、出産後間もないこと」に該当し、保育の必要性を認定できます。産前 2 か月から産後 6 か月までの間で支給認定をします。

ただし、認定期間終了前までに、就労等の確認書類の提出がないと継続利用ができません。

Q 6 育児休業を取得しても入所申込みできますか？

育児休業中から入所申込みをしていただくことはできます。ただし、入所時には就労復帰が必要です。（※入所希望月の翌月 15 日までの復帰）育児休業中のまま「入所（通園）」することはできないため、実際に入所される際には、育休を切り上げて就労復帰していただく必要があります。

Q 7 来年度の途中での入所を希望したいが、いつ申込みをすればいいですか？

年度途中の入所をご希望される場合は、入所希望月の 3 か月前の月末までに申込みを行ってください。（例、令和 8 年 7 月からの入所を希望する場合は、3 か月前の月末である令和 8 年 4 月 30 日までに申込みを行ってください。）また最終受付は、入所希望月の前月 10 日までとします。入所希望月の 3 か月前の月末までに受付けた申込みの選考でまだ施設の入所枠に空きがある場合は、入所希望月の前月 10 日までに受付けた申込みの選考で入所決定します。

Q 8 町外の保育施設に入所したいのですが？

広川町に住民登録をされている児童は、町内保育施設への入所を原則としていますが、町外に勤務をされている保護者の児童については、希望される町外の保育施設の一定条件（定員に対し入所児童数に欠員がある等）を満たしたうえで、相手市町村及び保育施設の承諾が得られれば、広域入所が可能です。「勤務地がすぐ近くだから」等の理由で町外の保育施設を希望される場合は、その旨をご記入ください。

また、町外の保育施設に入所をご希望される場合、保育施設のある市町村で利用調整を行うため入所希望月の直近にしか入所の可否がわかりませんので、ご注意ください。

町内の保育施設概要 《令和8年度》

施設名	上広川保育園	中広川保育園	斗和保育園
施設種別	保育所	保育所	保育所
設置主体 代表者 施設長	社会福祉法人 上広川幼児会 理事長：甘城篤子 園長：甘城康二	社会福祉法人 中広川福祉会 理事長：蒲池承英 園長：蒲池度	社会福祉法人 斗和園 理事長：中野七朗 園長：中野七朗
認可年月日(法人化)	昭和23年4月1日(平成10年7月1日)	昭和26年4月1日(平成16年10月1日)	昭和52年12月1日
所在地	広川町大字水原1420-1	広川町大字新代864	広川町大字新代1428-30
電話番号 FAX番号	0943-32-1925 0943-32-1915	0943-32-4850 0943-32-2948	0943-32-2722 0943-32-3792
定員	100名	90名	160名
開所時間 ()は延長保育時間	平日 7:30～18:30(～19:00まで) 土曜 7:30～18:30(～19:00まで)	平日 7:30～18:30(～19:00まで) 土曜 7:30～18:30(～19:00まで)	平日 7:00～18:00(～19:00まで) 土曜 7:30～18:30(～19:00まで)
保育基本方針 (保育目標)	理念:「本願に生き、ともに育ちあう保育」 (真宗保育) 方針:子どもの自主的な活動に寄り添い、生きる力と豊かな人間性を育む保育の実践 目標:「ありがとうの気持ちをもち、元気で心豊かな子を育てる」「明日も行きたい保育園」	浄土真宗の精神にのっとり、「本願に生き、ともに育ちあう保育」を実践 ①自分も他も大事にできる ②良い悪いの区別ができる ③思いやりの心を持つということを目標	「心から有難う」と言える子どもの育成 ◆体育、智育、食育の三本柱により、基本的な生活習慣の確立を図る ◆聞く力、見る力、考える力を養い、思いやりの心、善悪の判断が出来る。最後までがんばる心を育てる
特別保育事業等の活動や 保育内容の特徴	・絵本の読み聞かせ、貸し出し ・食育活動(野菜栽培、クッキング) ・自由表現製作活動 ・世代間交流 ・リトミックあそび(専門講師による音楽表現遊び) ・体育あそび(専門講師による) ・完全自園給食(負担あり、アレルギー対応実施) ・スイミング(専門講師による)	・自然体験活動 ・リズム運動 ・絵本の読み聞かせ ・完全給食の実施(負担あり) ・アレルギー対応食の実施 ・食育(子どもクッキング・畑作り) ・地域活動事業 ・世代間交流事業 ・年長児宿泊体験(海辺・登山)	・乳児担当制 ・幼児縦割り保育 ・完全給食(負担あり、アレルギー対応実施) ・体作り(食育・散歩等) ・絵本の読み聞かせ、絵本の貸し出し ・地域活動事業と子育て支援 ・専門講師による特別保育 (体育・英語・習字・スイミング・和太鼓)
一時保育事業			事前予約制(料金 半日1,000円 1日2,000円)
園庭開放等	園庭開放(月～金) ただし行事の都合で電話連絡が必要	園庭開放(月～金) ただし行事の都合で電話連絡が必要	園庭開放(月～金) 子育て支援センターチャイルドハウス(第1火曜日)
施設名	心愛保育園	ひろかわ幸輪保育園	保育園おひさま
施設種別	保育所	保育所型認定こども園	事業所内保育施設
設置主体 代表者 施設長	社会福祉法人 オアシス福祉会 理事長：馬場一臣 園長：馬場美香	社会福祉法人 幸輪会 理事長：牛島護蔵 園長：樋口直子	医療法人 八女発心会 理事長：姫野亜紀裕 施設長：ー
認可年月日(法人化)	平成23年4月1日	令和5年4月1日	平成31年4月1日
所在地	広川町大字久泉878-1	広川町大字広川1316	広川町大字太田410-3
電話番号 FAX番号	0943-32-4004 0943-32-4066	0942-52-3804 0942-52-3855	0943-32-1125 0943-32-1125
定員	70名	126名(うち1号認定:15名)	18名(対象年齢:生後90日から2歳児)
開所時間 ()は延長保育時間	平日 7:30～18:30(～19:00まで) 土曜 7:30～18:30(～19:00まで)	平日 7:30～18:30(～19:00まで) 土曜 7:30～18:30(～19:00まで)	平日 7:30～18:30(～19:00まで) 土曜 7:30～18:30(～19:00まで)
保育基本方針 (保育目標)	・心も身体も健康で何事にも立ち向かい、人に感謝の気持ちを持つ子へ育みます ・愛すること、褒めること、役に立つこと、必要とされることを子ども自身が感じることができる子どもへ育みます	・一人ひとりの特性に応じた個性を育みます ・子どもの自発的な遊びを保障し、子どもの力を引き出します ・子どもの主体性を育みます ・人とのかわりあいを通じ、コミュニケーション能力を育みます ・身体的に健全な発育を培います	・健康と安心・安全を基本とし「子どもを中心に」に保護者・地域の方々・保育者が協力し心豊かに育みます。 ・愛情いっぱい環境の中で、思いやりのある優しい心を育みます。 ・季節や行事などを五感で感じ楽しんで自己表現できる子を育みます。
特別保育事業等の活動や 保育内容の特徴	・食育(野菜栽培・収穫、クッキング) ・完全給食(負担あり、アレルギー対応実施) ・自然体験 ・地域活動参加(世代間交流) ・専門講師による英語で遊ぼう ・絵本の読み聞かせ ・四季を感じる散歩	・玄米和食中心の完全給食(アレルギー対応食の実施) ・異年齢による交流 ・地域活動参加(世代間交流含む) ・外国人講師による英語活動 ・専門講師による運動あそび ・リズム表現 ・立腰 ・絵本の読み聞かせ	・完全給食(アレルギー対応の実施) ・絵本の読み聞かせ ・食育を大切に、おやつも手作りをします ・体力づくり (はなまる保育園の園庭、近所のお宮などへの散歩)
一時保育事業			事前予約制 平日のみ(定員に空きがある場合のみ)
園庭開放等	園庭開放(月～金) ただし行事の都合で電話連絡が必要	園庭開放 ただし行事の都合で電話連絡が必要	

※ 園の見学を希望される方は事前に各保育園へご連絡下さい。14

